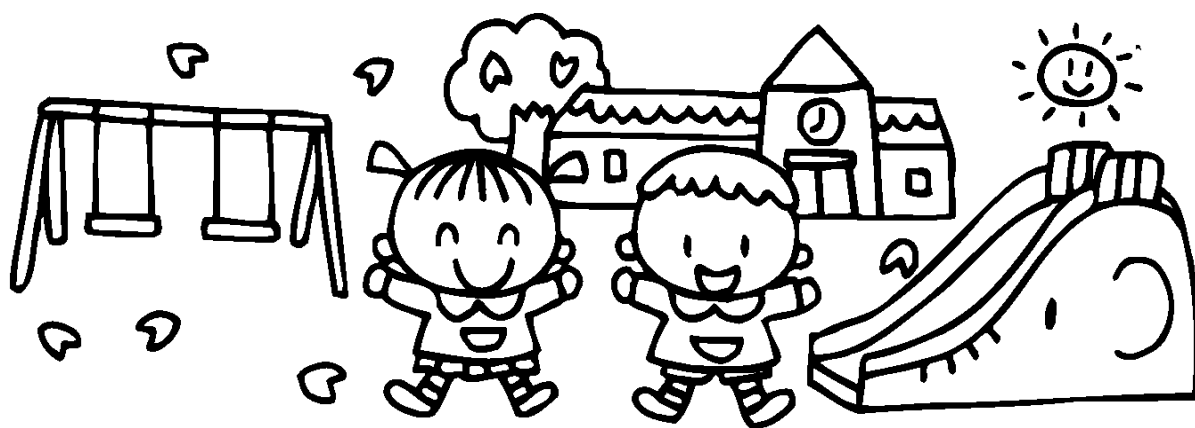


入園のしおり



社会福祉法人

宇久幼稚園

〒857-4901

長崎県佐世保市宇久町平2366-1

TEL 0959-57-2034

入園の前に

Ver.300801

はじめに

宇久幼稚園は「社会福祉法人」が運営する「認可保育園」です。佐世保市立の保育園ではありません。当園は市による指導監査を毎年受け、制度に準じた運営をしています。

幼稚園・保育園とは

幼稚園の根拠法令は学校教育法であり、「**幼児の心身の発達を助長すること（学教法第22条）**」を目的としています。これに対し、**保育園（所）**の根拠法令は児童福祉法であり、「**保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うこと（児福祉法第39条）**」を目的としています。

「保育を必要とする」とは

「保育を必要とする」とは、児童福祉法第24条第1項の規定により、保護者の労働又は疾病その他の事由により**保育できない場合**を指します。そして**当該児童を保育所において保育しなければならないこととされています。**

保育所とは

保育所は、保育を必要とする乳幼児を、日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づく「児童福祉施設」の一つです。当園はこの児童福祉施設です。

1号認定 → 幼稚園型 3歳(年少)・4歳(年中)・5歳(年長)

満3歳以上の学校教育のみの認定を受けた就学前のお子様（**保育の必要がないお子様**）

*保護者がお子様を保育することができるので**保育の必要性がないと判断され、一般的な保育園には入園できません。**幼稚園又は認定こども園で**3歳・4歳・5歳に1日4時間**を標準として「**幼児の心身の発達を助長する**」教育が行われます。

2号認定 → 保育園型 3歳(年少)・4歳(年中)・5歳(年長)

満3歳以上の**保育の必要性の認定**を受けた就学前のお子様（**保育を必要とするお子様**）

*保護者がお子様を保育することができないため、**保育園で保護者によって1日最大11時間**の保育が行われます。

3号認定 → 保育園型 0歳・1歳・2歳

満3歳未満の**保育の必要性の認定**を受けた就学前のお子様（**保育を必要とするお子様**）

*2号認定に同じ

特別利用保育

1号認定(幼稚園型)のお子様は幼稚園ではなく保育所から受ける保育のこと。

宇久島内には1号認定のお子様を受入れる施設がないため、当園が「特別利用保育」により1号認定のお子様を受入れます。

1号認定:教育標準時間

1日4時間を標準として各施設で定める教育課程に係る時間

*当園は教育標準時間に対応するために8時～13時の5時間の「特別利用保育」を行います。

*当園は保育園であるため、午睡、午前・午後のカリキュラム、職員配置の関係でこの時間設定となります。

2・3号認定:保育標準時間

1日最大11時間の中で必要となる保育時間

*当園は保育標準時間に対応するために7時～18時の最大11時間の保育を行います。

1号認定の教育週数、及び春休み・夏休み・冬休み(休業日)

・1号認定のお子様の教育週数は年間39週を下回らないものとします。

・1号認定のお子様の春休み・夏休み・冬休みは原則宇久小学校と同じとします。

学校教育法施行規則及び学校教育法施行令には教育週数の定め及び「春休み・夏休み・冬休み」(休業日)の定めがあり、当園は法令に従って年間39週を下回らない教育週数を設けます。1号認定のお子様の休業日は、市の教育委員会が定めた休業日を設けている宇久小学校と原則同じとします。

[根拠法令]

●学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)

第37条: 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。

第39条: 「第48条、第49条、第54条、第59条から第68条」までの規定は、幼稚園に準用する。

第61条: 公立小学校(*幼稚園)における休業日は、次のとおりとする。ただし、第3号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。

一 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

二 日曜日及び土曜日

三 学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日

●学校教育法施行令

第29条 公立の学校(大学を除く。)の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

宇久幼稚園のお子様に対する考え方

保育園（所）とは児童福祉法第24条第1項の規定により、保護者の労働又は疾病その他の事由により保育を必要とする乳幼児を、日日保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づく「児童福祉施設」の一つです。当園はこの児童福祉施設です。

条例にあるように保育施設は「保育を必要とするときに通わせる施設」です。毎日通園させなければならない施設ではありません。また保育料を払っているから通園させるという損得勘定の考え方は成り立ちません。

児童福祉施設として当園がお子様に対する考え方は次の二つです。

「①お子様のことを第一に考えて下さい」

「②保護者様が保育をできる時にはできるだけお子様と一緒にいてあげて下さい」

平日にお仕事がお休みの日は、例えば「今日はいつもより早くお迎えに行って、子どもと一緒に遊ぼう」「給食まで預けて午後から一緒に遊ぼう」・・・、その様な時間を作ってあげて下さい。お仕事がお休みの日の「お子様のお休み」を強制することはありません。ご理解・ご協力をお願いします。

園生活について

◎ 心得

1. 入園当初は、急激な環境の変化が心身の発達に非常な影響を与えますので、保育者との連絡を特に密にしてください。
2. お子様の園での生活時間が長くなりますと、ご家族との接触時間が短くなります。触れ合いを多く必要とする年頃です。情緒の安定がこれからの成長の基礎になります。お父さん、お母さんのお休みの日は、ご一緒にお過ごしください。
3. 朝食は必ずご家庭で済ませて来てください。
4. 排泄は、登園前までに済ませるようにしてください。
5. 起床、就寝の時間を決め、早寝、早起きの習慣をつけてください。
6. お子様の体調がおかしいときには、必ずお知らせください。お子様の注意を払って保育をしていますが、子どもは熱が高くても元気に遊ぶので、異変に気付かないことがあります。様子がおかしいときは、てつなぎに書いて頂くか、職員にお知らせください。

◎ 諸注意

1. 入園当初、環境の変化に慣れるまで、園での生活時間は徐々に延長していきます。
2. 登園は7～9時までをお願いします。（1号認定の方は8時～9時）遅くなる時は9時まで連絡してください。
3. 降園は4時からとなっております。お迎えが早くなる場合は事前に連絡をお願いします。
4. お子様の送り迎えは保護者の方が責任を持って行ってください。
5. 園を欠席する場合は、必ず9時まで電話連絡してください。（特に病欠の場合は病名を教えてください。）
6. 連絡先を必ず届け出てください。住所、勤務先が変わった場合も速やかに届けてください。
7. 園からの諸連絡は、プリント配布、てつなぎでいたしますので、毎日注意して必ず読んでください。期限つきの場合は特にご注意ください。
8. 土曜保育は給食等の準備があるため申し込み制となっております。土曜に保育が必要な方は、水曜までに事務所に置いてある申込書に記入をお願いします。

◎ 給食について

1. 給食は副食給食です。(主食のみ持参のこと)

- ・ 3歳以上児…副食、おやつ1回
- ・ 3歳未満児…主食、副食、おやつ2回
- ・ コップは割れにくい物、箸は必ず箸箱に入れ、お弁当箱は子どもが開け閉めしやすいものでお願いします。
- ・ コップ、箸箱、お弁当箱を巾着袋に入れて持ってきてください。
- ・ コップ、弁当箱、はし箱、袋には必ず名前を書いてください。
- ・ 「温かいご飯を食べさせたい」という保護者様の要望があり、園に保温庫を設置しています。ご使用になられる際は、保護者の方が登園時に保温庫にお弁当箱を入れてください。

◎ 病気について

1. 伝染性の強い病気は、医者診断を受けて休ませてください。

(はしか、おたふく風邪、水ぼうそう、眼病、皮膚病、流感、手足口病、風疹、りんご病、とびひ等)

2. インフルエンザに感染した場合、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで出席停止」です。風邪等と比べると感染力が強く重篤化しやすいので、同居するご家族が感染された場合は園へご連絡ください。その場合、お子様は発症していなくてもウイルスを持っている可能性が高いので、2次感染、3次感染を防ぐ意味でも、できるだけ登園は控えるようお願いいたします。

3. 朝または前夜、発熱、腹痛、下痢等の症状があった場合、必ず医師の診断を受けてください。座薬等一時おさえでの登園はしないでください。かえって病気をこじらせたり、長引かせます。

4. 通院された場合は、医師の診断もお知らせください。

5. 原則として、薬のいる間は休ませてください。どうしても投薬が必要な場合は、医師から処方されたもののみ1回分だけ持たせて下さい。その際は、依頼書と一緒に保育士に渡してください。

6. 園での突発的な発熱、怪我等の場合、電話連絡をしますその時はお迎えをお願いします。

7. 病気での欠席は、必ず病名、症状を電話で連絡してください。

8. 体温が37.8℃以上になったらお迎えをお願いします。

9. 身体の持病、くせなどがある場合は担任までお知らせください。

10. 入園して(初めての集団生活の場合)1年間は色々な病気にかかります。早めになおすよう心掛けてください。

◎ 準備物

1. 以上児

<毎日持ってくる物>

- ・ ループ付きタオル
- ・ 給食道具(主食、箸、コップ)

<月曜日に持ってくる物>

- ・ 上履き
- ・ 歯みがき道具(歯ブラシ、コップ)
- ・ お昼寝道具(4月~9月)(掛け布団、枕)

<園に置いておく物>

- ・ 筆記具(筆箱、鉛筆3本、消しゴム)
- ・ お着替え(3組程度、ビニール袋)

2. 未満児

<毎日持ってくる物>

- ・ ループ付きタオル
- ・ 給食道具(箸、コップ)

<月曜日に持ってくる物>

- ・ お昼寝道具(掛け布団、枕)

<園に置いておく物>

- ・ お着替え(3組程度、ビニール袋)
- ・ オムツ
- ・ 上履き

◎その他の事項

1. 通園着は活動的な服装をお願いします。（特にズボンはトイレに行きやすいものに）
2. 通園バック、お知らせばさみは翌日園の方へ持たせてください。
3. 毎日ランドバックが汚れていないか見てあげてください。

◎ 連絡事項は“てつなぎ”か“電話”をお願いします。

(☎57-2034)

ご協力の程よろしく申し上げます。

[注意事項]

1号認定のお子様は「特別利用保育」となりますので、

- ①延長保育料・おやつ代が発生、
- ②2号認定と保育時間が異なる、
- ③夏休み、冬休み、春休みの長期休暇がある、
- ④夏休み期間中の預り保育には日額保育料が発生する
- ⑤延長保育・夏休み期間中の預り保育を恒常的に利用できない(月14日以内)などの違いがあります。

●毎月の保育料

区分	毎月の保育料			
	年齢	-	区分	備考
1号認定	満3歳以上	年少・年中・年長	特別利用保育	保育料は無償。給食費を別途徴収。
2号認定	満3歳以上	年少・年中・年長	保育	保育料は無償。給食費を別途徴収。
3号認定	満3歳未満	未満児	保育	佐世保市決定の利用者負担金(保育料) 2人目は半額 3人目は無料
一時預り	満1歳以上	-	-	別紙参照

●給食・おやつ

区分	給食費			
	主食(ごはん)	副食(おかず)	おやつ	備考
1号認定	持参	月額 4000円	▲	*月途中入園、途中退園を除き欠席による返金はありません。夏休み期間8月は徴収はありません。
2号認定	持参	月額 5000円	給食費に含まれる	*月途中入園、途中退園を除き欠席による返金はありません。
3号認定	-	-	-	*給食費・おやつ代は保育料に含まれているため、別途徴収はありません。
一時預り	3歳以上は持参	1日300円	1日100円	*詳細は別紙参照

●保育料・給食費の納入方法・納入期限

区分	納入方法	区分	期限	備考
1号認定	園に納入	給食費	毎月25日まで	*25日までに必ず園に納入下さい。
2号認定	園に納入	給食費	毎月25日まで	*25日までに必ず園に納入下さい。
3号認定	口座引落	保育料	翌月の5日頃	*必ず親和銀行かゆうちょ銀行でお手続きして下さい。
一時預り	園に納入	園に納入	月の最終利用日	*月の最終利用日、又は登園ごとに現金で納入して下さい。

●短期休み

区分	休みの日
1号認定	土曜日・日曜日・祝日・当園が定める日
2号認定	保護者様が休みの日・日曜日・祝日・当園が定める日
3号認定	
一時預り	土曜日・日曜日・祝日・当園が定める日

●長期休み 学校教育法施行規則(第37条・39条・61条)に準じた長期休みになります

区分	長期休み (原則、宇久小学校と同じ期間)				備考
	春休み	夏休み	冬休み	長期休み中の預り	
1号認定	3月26日～ 4月5日	7月20日～ 8月31日	12月25日～ 1月8日	別紙参照	長期休中の保育料の返還はありません
教育週数は年間39週を下回らない (学校教育法施行規則第37条)					
2・3号認定	なし			-	

●夏休み期間中の登園日(1号認定のみ)

夏休み期間中の登園日	
登園日①	7月下旬の水遊びの日
登園日②	8月中旬の宇久小学校の登校日
備考	8時30分～12時30分まで。保育料の徴収はありません。

「利用時間及び利用者負担の費用」

認定区分	区分	期間	No	時間	基本保育時間	延長時間	日額徴収	(A)保育料	(B)延長	(C)給食費	(D)おやつ	(E)諸経費	日額徴収額	備考	
2号認定	通期	通年		7:00 ~ 18:00	最大11時間	-	-	無償	-	月額5000円	給食費に含まれる	-	-		
3号認定	通期	通年		7:00 ~ 18:00	最大11時間	-	-	月額保育料	-	保育料に含まれる	保育料に含まれる	-	-	*下記時間の利用は事前にご連絡下さい。 ①7時30分前の登園 ②17時30分以降の降園	
1号認定	春夏期	4月6日 ~7月20日	①	8:00 ~ 13:00	5時間	-	-	月額保育料	-	月額4000円	-	-	-		
			②	8:00 ~ 16:00	5時間	3時間	日額発生	月額保育料	¥300	月額4000円	¥100	-	¥400	①日額徴収額を登園時に持参下さい ②恒常的な延長保育、預り保育は市・県の指導によりできません。(月14日以内)	
	夏休み期	7月21日 ~8月31日 (夏休み期間の預り保育)	③	9:00 ~ 11:00	2時間	-	日額発生	¥350	-	-	-	-	¥350	①日額徴収額を登園時に持参下さい ②恒常的な延長保育は市・県の指導によりできません。(月14日以内)	
			④	8:30 ~ 12:30	4時間	-	日額発生	¥700	-	¥300	-	-	¥1,000	*2号認定の午睡準備があるので、お迎えは12時30分をお願いします。 ①日額徴収額を登園時に持参下さい ②恒常的な預り保育は市・県の指導によりできません。(月14日以内)	
			⑤	9:00 ~ 16:00	6時間	1時間	日額発生	¥1,050	¥100	¥300	¥100	-	¥1,550	①日額徴収額を登園時に持参下さい ②恒常的な預り保育は市・県の指導によりできません。(月14日以内)	
	9月期	9月1日 ~9月30日	⑥	8:00 ~ 13:00	5時間	-	-	月額保育料	-	月額4000円	-	-	-		
			⑦	8:00 ~ 16:00	5時間	3時間	日額発生	月額保育料	¥300	月額4000円	¥100	-	¥400	①日額徴収額を登園時に持参下さい ②恒常的な延長保育は市・県の指導によりできません。(月14日以内)	
	秋冬期	10月1日 ~3月25日	⑧	9:00 ~ 14:00	5時間	-	-	月額保育料	-	月額4000円	-	-	-		
			⑨	9:00 ~ 16:00	5時間	2時間	日額発生	月額保育料	¥200	月額4000円	¥100	-	¥300	①日額徴収額を登園時に持参下さい ②恒常的な延長保育は市・県の指導によりできません。(月14日以内)	
	一時預り	基本	通年	⑩	9:00 ~ 15:00	6時間	-	日額発生	¥1,050	-	¥300	¥100	¥450	¥1,900	①日額徴収額を登園時に持参下さい ②月14日以内
		延長		⑪	9:00 ~ 16:00	6時間	1時間	日額発生	¥1,050	¥100	¥300	¥100	¥450	¥2,000	①日額徴収額を登園時に持参下さい ②月14日以内 *やむを得ない事情の場合17時まで延長可。プラス100円。
		午睡なし		⑫	9:00 ~ 12:30	3時間30分	-	日額発生	¥700	-	¥300	-	¥450	¥1,450	①日額徴収額を登園時に持参下さい ②月14日以内

基本保育料	延長保育料	
1時間	-	
~2時間	¥350	
~4時間	¥700	
~6時間	¥1,050	
~7時間	¥1,150	
	1時間	¥100